



長岡版

発行編集  
長岡民主商工会  
長岡市中沢167-1  
☎ 33-5948

2023年3月6日  
号 2136

重税反対長岡集会  
終了後、長岡税務署まで  
行進

# 「相談できなくなったら、どうすればよいのか…」の声多く 税務相談停止命令制度の創設を許さない

各班・支部で確定申告相談が行われている中、長岡民商は今春、次の3つの署名に取り組んでいます。

- ① 納税者の権利擁護を求める緊急署名
- ② 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願署名
- ③ 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対します

いずれも私たちの営業と暮らしに直接にかかる重要な署名であり、悪政・暴政に反対する重要な署名です。

このうち、① 納税者の権利擁護を求める緊急署名はインボイス制度の実施中止、消費税5%への減税とともに、「税務相談停止命令制度」を創設しないことなどを求めています。

税務相談停止命令制度とは、納税者が仲間同士で行う税務相談を財務大臣が停止できる制度（税理士以外の税務相談の停止などを財務大臣が命令できる制度）です。この制度は、納税者が自ら納税額を申告し納税する申告納税制度を搖るがし、納税者の権利を否定しています。民商運動の弱体化を狙つた、最悪の策動です。

いま、申告相談の時期であることから、会員の不安が増大しています。「確定申告の相談ができなくなったら、どうすればよいのか」「非常に困る。自分ひとりでは無理だ」「相談する」とがどうして悪いのか」「国が国民を統制する方向に動いている」との声が上がっています。



昨年12／1以降にコロナ陽性が判明した場合 共済入院見舞金請求の添付書類について	
全商連共済会は、共済会加入者がコロナ陽性となった場合、入院はもちろん、自宅療養も入院見舞金支払いの対象としています。	
①陽性者登録・フォローアップセンター、My HER-SYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー	国・県が定めている療養期間は、発熱など発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として数える7日間です。
②7日間（規定日数）を超えて療養した理由を記した役員確認書	医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができます。
③自宅療養期間が7日間（規定日数）の場合 入院した場合	昨年12月1日以降に、検査キットまたは
④新型コロナ以外の傷病で入院した場合と同様、病院の請求書または領収書を添付することにより請求可（75歳未満の加入者が31日以上入院した場合は、退院証明書または診断書の添付も必要です）	発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として数える7日間です。
注意事項	医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができます。
コロナに感染したら、全県に設置された陽性者登録・フォローアップセンターに自ら登録することが求められています。右記のように、入院見舞金請求の際には書類添付が必要となるため、必ず登録してください。	医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができます。
不明な点はお問い合わせください。	医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができます。